

# 1. 序 論

1.1 計画の目的

1.2 計画の構成

# 1. 序 論

## 1.1 計画の目的

本市では、平成 13 年 3 月に第 4 次結城市総合計画を策定し、「みどりと歴史の いきいき文化創造都市・結城」を将来像に掲げ、歴史や自然などの地域資源\*を十分に活用しながら、結城らしさといきいきとした豊かな市民生活を、市民一人ひとり、さらに地域が一体となって主体的に取り組む都市づくりを目指して、今日まで諸施策に取り組んできました。

この間に、我が国は時代の転換期を迎え、成長社会から成熟社会への移行が進んでいます。インターネットの普及といった情報通信関連技術の革新や地球規模で広がる温暖化などの環境問題の深刻化、経済のグローバル化\*による国際化に対応し、社会のあり方や市民意識の変容を考える必要が生じています。

平成 11 年には地方分権一括法\*により合併特例法\*の改正が行われ、全国的に市町村合併が推進されました。その結果、平成 11 年 3 月末に 3,232 あった市町村が、平成 22 年 3 月末には 1,727 になりました。本市の周辺においても、合併を選択した市町村が多くあります。本市では当面は合併を選択せず、持続可能なまちづくりを進めているところです。

今後も行政改革が進む中で地方分権が進展し、行政課題の複雑多岐化、市民ニーズの高度化が進み、それらに対応した市民参画の推進など自治体を取り巻く環境はより一層変化するものと考えられます。

さらに、人口減少や少子高齢化、雇用・就労環境の変化、様々な災害への対応、政権交代による政策転換や予算編成プロセスの大幅な変化などの課題に対応するための取り組みが求められています。

こうした認識を踏まえ、結城市のさらなる発展と誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現を目指し、今後 10 年間の行政運営の基本方針として「第 5 次結城市総合計画」を定めるものです。

## 1.2 計画の構成

総合計画は、行政運営の基本方針として市の最上位計画に位置づけられている計画であり、将来のまちづくりの基本理念、目指すべき都市像、その都市像を実現するための政策の方向性、具体的施策などを体系化し、それに取り組む行動の指針を明示するものです。

本計画は、以下の基本構想と基本計画によって構成します。また、さらに詳細な事業実施に向けて、本計画とは別に実施計画を定めることとします。

### (1) 基本構想

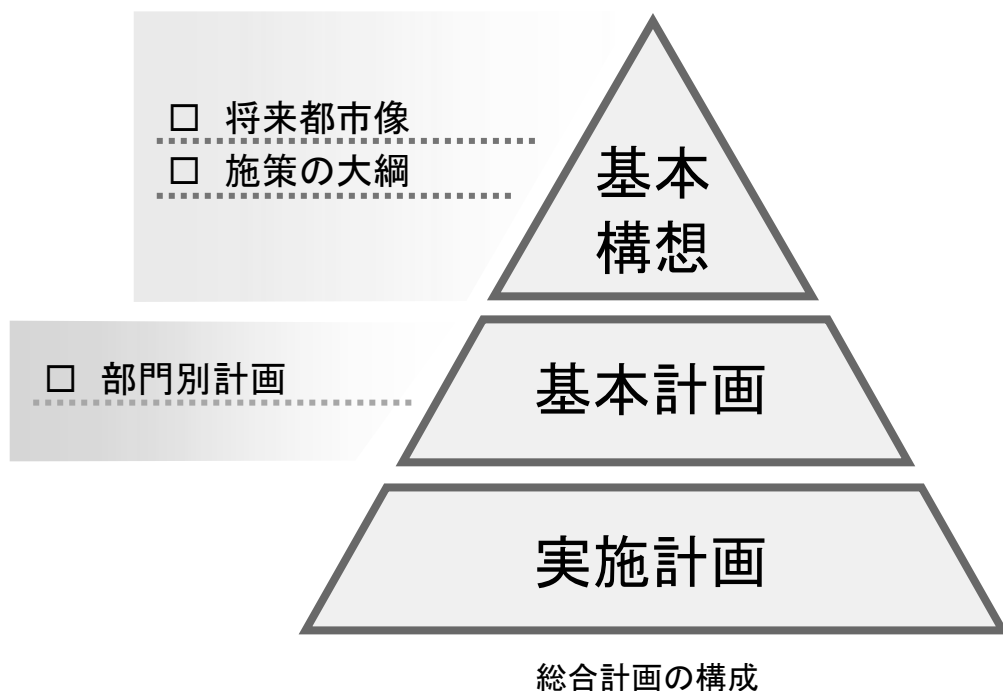
基本構想は、結城市の将来都市像を明らかにし、その実現のための施策の大綱を定めるもので、市政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるものです。

基本構想の期間は、平成 23 年度（2011 年）～平成 32 年度（2020 年）の 10 年間とします。

### (2) 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための施策体系を示すとともに、各施策の方向性、達成目標、主要事業などを明らかにするものです。

基本計画の期間は、平成 23 年度（2011 年）～平成 27 年度（2015 年）の 5 年間を前期基本計画、平成 28 年度（2016 年）～平成 32 年度（2020 年）の 5 年間を後期基本計画とします。



### (3) 基本計画の構成

基本計画は、次の構成で策定しています。

#### ①現状と課題

基本施策ごとに現在確認されている事象と課題について、箇条書きで整理しています。

#### ②基本施策が目指す姿

基本施策の将来あるべき姿として、方向性を示しています。

#### ③基本施策の目標

基本施策が目指す姿を実現するための目標値を設定しています。

#### ④施策

基本施策が目指す姿及び目標の実現に向けた具体的な施策として、施策内容、主な取り組み、主体、実施時期を示しています。

なお、実施時期は、以下のとおり、短期、中期、継続に区分しています。

- 短期：平成 25 年度頃を目標に取り組みを実践、または完了するもの
- 中期：平成 27 年度頃を目標に取り組みを実践、または完了するもの
- 継続：第 4 次総合計画より引き続いて取り組んでいくもの

#### ⑤主要事業

施策の中でも特に重要な取り組みや事業を主要事業として位置づけています。

主要事業ごとに、事業内容、指標（現況・平成 27 年度）、主体、実施時期を示しています。